

国立大学法人の基金規程の変化に関する考察 —2011年調査との比較の観点から—

小暮 克哉, 前田 剛, 前田 玲子

【要旨】

桜美林大学紀要の創刊号(2011年)で2010年9月1日現在に大学公式webサイトに基金規程等を公開している37国立大学法人45基金を分析した「国立大学法人の基金規程に関する考察—情報公開と説明責任の観点から—」(以下「前回調査」という)を発表してから、5年が経過した。

そこで、本稿では、前回調査で、管理体制の面で多くの課題を抱えていた日本の寄贈基金について、2015年9月1日現在に大学公式webサイトに基金規程等を公開している58国立大学法人100基金について、前回調査同様に基金の原資、使用目的、専門委員会の構成員の属性などを抽出し数値化することで、主に寄贈基金の変化を比較研究の視点から論じたものである。

キーワード：大学基金、寄附金、大学財務、資産運用、高等教育

はじめに

国立大学が平成16年(2004年)に法人化されて、11年が経過した。法人化以降、年次ごとに予算が漸減する制度が導入されるなど、国立大学法人のマネジメント環境は学校法人以上に変化を迫られ、マネジメント改革の必要性が議論されてきた。

そうした環境の中で、各国立大学法人においても学校法人同様に大学独自の裁量で活用する事が期待できる寄贈基金の設立が近年活発化している。

桜美林大学紀要の創刊号で「国立大学法人の基金規程に関する考察—情報公開と説明責任の観点から—」(以下「前回調査」という)を発表してから、5年が経過した。前回調査では、基金規程の分析を基に、主に(1)情報公開や説明責任を果たす(2)外部有識者の活用と学内者の教育、などについて今後改善が望まれるとの指摘をした。

そこで、本稿では、前回調査で、管理体制の面で多くの課題を抱えていた日本の寄贈基金について、2015年現在の状況を前回調査時と比較研究する。

調査の対象を前回調査同様、大学公式webサイトに寄贈基金に関する規程等(以下「基金規程等」という)を公開している国内の国立大学法人に限定し、それらの寄贈基金の現状を規程の条文を整理することで明らかにし、今後の方策を明示することを試みることにする。

1. 調査対象機関の分類

本研究では全国に86ある国立大学法人のうち、大学公式webサイトに基金規程等を公開している58国立大学法人（前回調査時は37大学）の100基金（前回調査時は45基金）を調査対象とした。

各大学の分類の詳細は表1に示すとおりである。大学基金と特定基金の区別については、前回調査と同様に、各大学の規程に規定される受益者及び使用目的の項目について、基金の受益者を一部の学生等に特定せず、図3に示す「基金の使用目的」が3項目以上のものを大学基金として分類し、それ以外の場合は特定基金として分類することとした。

表1の分類の結果、前回調査に比べ、（1）基金設置数の増加（2）基金規程をweb公開する大学の増加（3）前回調査では特定基金であったものを大学基金に変更することによる使用目的の多様化、という3点が判明した。

なお、本分類については、各大学が保有する寄贈基金の規模等に大きな差があることから、規程のみ数値化することで、全ての大学を同一視して検討すべきでないという意見が予想される。しかしながら本研究では、国立大学法人という公的な性質と国民の善意の浄財を利用する寄贈基金が有すべき説明責任等を考慮した上で、敢えて規模の大小ではなく、寄贈基金の種類及びweb公開の状況のみにより分類を行うこととした。

表1. 調査対象機関の分類

(2015年9月1日現在)

規程のWeb公開の有無	基金の別	大学名
Web公開 (58大学)	大学基金のみ有する大学 (29大学)	帯広畜産大学、東北大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、千葉大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京工業大学、上越教育大学、山梨大学、信州大学、名古屋大学、愛知教育大学、豊橋技術科学大学、大阪教育大学、京都教育大学、神戸大学、奈良女子大学、兵庫教育大学、和歌山大学、奈良先端科学技術大学院大学、島根大学、山口大学、香川大学、九州大学、福岡教育大学、熊本大学、宮崎大学、
	特定基金のみ有する大学 (11大学)	北海道教育大学、室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、福島大学、茨城大学、東京医科歯科大学、横浜国立大学、奈良教育大学、鳴門教育大学、高知大学、
	大学基金と特定基金両方を有する大学 (18大学)	山形大学、埼玉大学、東京大学、東京外国語大学、東京芸術大学、電気通信大学、新潟大学、富山大学、静岡大学、名古屋工業大学、滋賀大学、京都大学、京都工芸繊維大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、佐賀大学、鹿児島大学、
Web非公開 (16大学)	大学基金のみ有する大学 (10大学)	北海道大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、一橋大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、三重大学、大阪大学、北陸先端科学技術大学院大学
	特定基金のみ有する大学 (5大学)	岩手大学、秋田大学、滋賀医科大学、九州工業大学、大分大学
	大学基金と特定基金両方を有する大学 (1大学)	徳島大学
基金を有さない大学 (12大学)		小樽商科大学、旭川医科大学、宮城教育大学、群馬大学、長岡技術科学大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、愛媛大学、浜松医科大学、長崎大学、鹿屋体育大学、琉球大学

出所：各大学の公式webサイトから著者作成

2.1 国立大学法人の資産運用に関わる法律

国立大学の資産運用にあたっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、（1）債券（国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券）（2）預金（銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金）（3）金銭信託、の3種類の金融商品への運用に制限されている状況であった。また、寄附やライセンス対価（特許権の譲渡等）として株式を取得することは可能であったが、換金可能な状態になり次第、速やかに売却することが求められていた。

こうした点を改善し、各国立大学の自助努力を促し経営基盤の強化を図る観点から、平成20年3月28日付け「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務上の余裕金の運用に関し文部科学大臣の指定する有価証券の指定について（通知）」（19文科高第881号）により、

上記（1）に規定される「主務大臣の指定する有価証券」が指定されるとともに、その運用にあたっての取扱いについて通知が行われている。

制度改正の概要は、（1）資産運用の対象となる有価証券の範囲拡大（2）株式の保有（運用）の弾力化である。有価証券の範囲としては具体的に、財投機関債、金融債、社債、貸付信託の受益証券、外国債等であり、従来制度から運用範囲が飛躍的に広がったことになる。

また、これまでは、換金可能な状況になり次第速やかに売却することが求められていた株式取得について、明確な寄付目的がある限り、「特段の事情」があることとして、当該寄付目的を達成するために必要な期間保有し続けることができることとなった。

2.2 資産運用に関する先行研究

前回調査時点では、これまでに行われてきた大学の資産運用に関する研究は「運用のパフォーマンスに関する研究」と「運用のコントロールに関する研究」という2つに大きく分けることが出来る点を指摘した。また、サブプライムローン問題など世界的な経済の混乱を受け、国内の複数の私立大学で巨額の運用損失が発生したことの原因究明がマスメディアで活発に議論されていた。

今回、先行研究調査をするにあたり、前回調査後の5年間で上述した点の調査研究が進展していることが想定されたが、2015年9月1日現在、CiNii論文検索サイトにおいて、「大学基金」という用語検索を実行すると、国内論文が8件確認できるのみという状況であった。前回調査が同サイトで公開された2011年以降の期間に限定して検索すると、2012年に2件、2013年に1件の研究報告があるのみであった。国内において研究対象として「大学基金」が論じられる機会は減っており、研究者の興味関心から寄附基金は後退しつつあると読み取れる結果である。ただし、研究の総数自体は少ないが、前回調査で指摘した基金の運用と寄附金の募集は不可分という点については、留意した研究が増えている点は指摘したい。

また、こうした状況の中で、戸村理等（2015：206）が、国立大学法人の経営行動を投資活動の面から量的、質的に分析するという研究を行っている。考察として、各法人のマネジメントは、明らかに法人化以前にはみられなかった経営行動であり、インタビューでは、国

立大学としての使命から安全性を重視するも、規制緩和による多様な選択肢の提供については肯定的な見解もみられたと指摘しており、その意味で、新しい経営行動が、大学のマネジメント並びにわが国における今後の国立大学システムに影響を及ぼす可能性もあると示唆している。

2.3 本研究の位置づけ

本研究では、前回調査から5年が経過し、サブプライムローン問題やアベノミクスなど激変する経済状況の中で、経営行動を規定する各大学の規程の条項はどのように変化してきたのか、変化が不十分と思われる部分に対しては今後の方策を含め検討することを試みることにする。

また、前回調査との比較のため、基本的に分析項目は変更せず、前回調査と同形式の図で示すこととした。

なお、紙面の都合で前回調査の表は本稿には掲載していないので、前回調査の論文と適時比較しながら検討いただきたい。

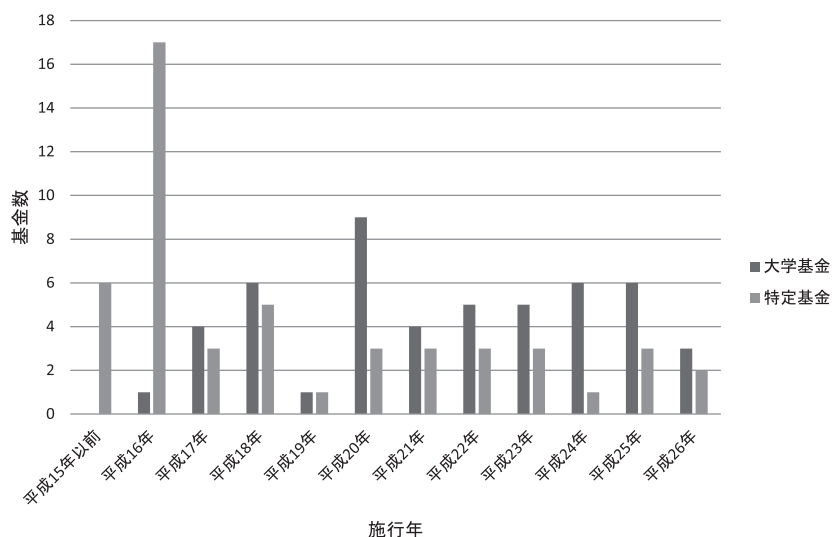
3. 基金規程等の現状分析

3.1 webに公開されている基金規程等の施行年の分布

webで規程等を公開している58大学100基金（50大学基金、50特定基金）について、基金規程等の施行年は図1のとおりである。平成16年（2004年）の国立大学法人化以降急速に基

図1. 基金規程等の施行年の分布

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

金規程等が整備され現在に至っていることが分かる。

平成19年（2007年）にサブプライムローン問題等の世界的な経済の混乱の影響と見られる設立数減少が確認できるが、その他の年では毎年一定数整備されている。

本稿では、今回調査から判明した点のうち、特に興味深い以下の2点を指摘したい。

(1) 前回調査までの流れを継承し、近年は大学基金を設立する動きが活発化している。(2) 特定基金を吸収合併して大学基金を設立するだけでなく、1つの大学で特定基金とは別に大学基金を設立する事例が多くなっている。

なお、前回調査でも指摘したが、大学基金設立は特定基金設立に比べ、ステークホルダーの増加や寄附金募集の際の使用目的の明示等の面で説明責任の複雑化という難しさを含んでいることを認識するべきである。

3.2 基金の原資

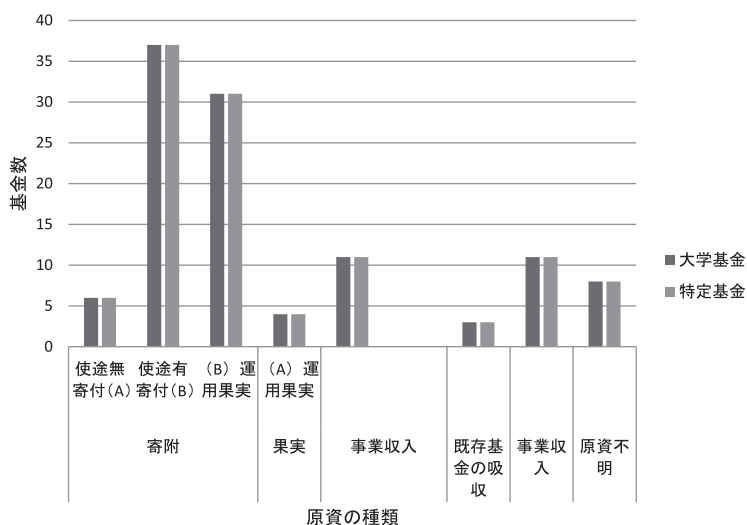
大学公式webサイトに基金規程等を公開している58大学100基金（50大学基金、50特定基金）について、記載された基金の原資を調査した結果を図2に示す。複数の原資が記載されている基金については、それぞれカウントすることとしたため、図の基金数の総計は100基金を超えている。

また、原資を基金規程等に記載している基金は88基金であり、12基金（大学基金8基金、特定基金4基金）については規程に原資を記載していない。

今回調査結果から、以下の3点が指摘できる。

図2. 基金の原資

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

(1) 大学基金、特定基金の差異

今回調査では、寄附と果実の項目で、大学基金と特定基金で似た傾向の結果となった。どちらの基金でも、最も多いのは、「寄附者が使途を指定した寄附金 (B)」と「(B) の運用果実」の組み合わせを原資とする基金である。

また、既存基金の吸収では特定基金が多く、事業収入を基金の原資にするという大学基金に多く見られる傾向である。

(2) 原資の説明責任

基金の運用に当っては、運用成績の公表範囲等の決定と原資の妥当性を受託者責任の観点から特定しておく必要がある点は前回調査でも指摘した。

説明責任という観点からすれば、寄附がどういった希望に基づき受託されたものなのか、どのように管理運用され、どういった使途にどれだけ拠出されたかをステークホルダーに説明する義務が生じる。説明の範囲を決定するためにも原資の明確な区分けは必要不可欠な業務である。そうした点を考慮するならば、「使途を指定しない寄附 (A)」や (A) の運用果実」の基金への組入れはステークホルダーの拡大という点からも慎重であるべきだと言える。

(3) 既存基金の吸収や事業収入の取扱い

前回調査でも指摘したとおり、既存基金の吸収や事業収入を基金の原資として明示している大学が多くある。これらの運用に当たっては、規程上では詳細に記載することが困難であるため、別に情報公開の場を設け、それらの項目の詳細や、原資は何なのか、社会的観点からみてその取扱いは妥当なものなのか等を丁寧に説明する必要があることを認識すべきであろう。

3.3 基金の使用目的

大学公式webサイトに基金規程等を公開している58大学100基金（50大学基金、50特定基金）について、基金の使用目的についての記載を調査した結果を図3に示す。

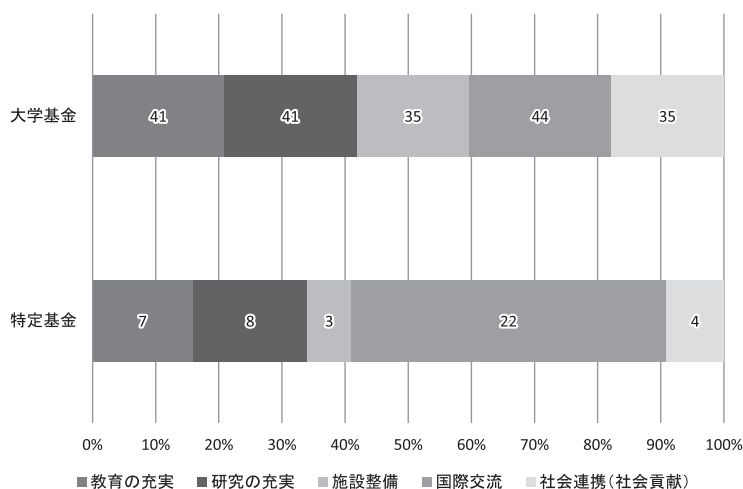
1つの基金で、複数の目的を記載している基金は、それぞれの目的をカウントし集計した結果、大学基金で237、特定基金で64の使用目的が記載されていた。図3では、前回調査との比較及び基金種別毎に目的の割合を比較するため、それぞれを比率換算し提示する事とする。

今回調査の結果から、大学基金では全ての目的に対してほぼ均等に拠出する事が規定されているのに対して、特定基金では「奨学金」「国際交流」が多いことが判明した。前回調査では特定基金は「国際交流」を使用目的として設立されることが多かったが、今回調査では奨学金を使用目的とする基金が増加していることが伺われる結果となった。

また、今回調査からも前回調査と同様に、「その他基金の目的を達成するための事業」を規定する基金が散見された（目的が不明確なため今回の調査結果からは除外）。規程に詳細な使用目的を書くことが困難なことは想定されるが、恣意的な使用を可能にする、こうした規定については、説明責任の観点から控えるべきであるといわざるを得ない。

図3. 基金の使用目的

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

3.4 基金専門委員会について

原資や運用の目的を明確にした上で、次に問題になるのが基金の運用管理を担う委員会の設置である。平成20年に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、「主務大臣の指定する有価証券」が指定され、投資先の多様化と効果的な運用は、受託者として大学が果たすべき大きな課題となっている。

米国では、学内の最高意思決定機関である理事会が資産運用について専門的に審議する機関として基金専門委員会を組織し、委員を委嘱するのが一般的であり、委員会設置に際しては、各種テクニカルな側面とは別に、組織として「最終的な委員会の権限の尊重」と「スタッフへの合理的な権限の委譲」という2点についてバランスさせるということが不可欠であるとされている（小暮2009：41）。

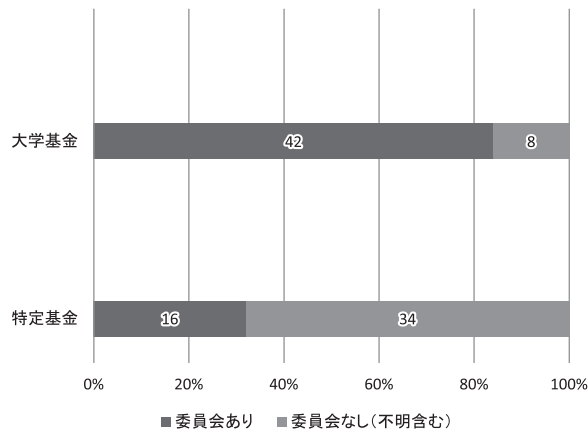
そこで、基金専門委員会の設置の有無、構成員の属性、審議事項の各項目について前回調査から5年間でどのように変化したかを中心に分析することとする。

(1) 基金専門委員会設置の有無

今回の調査対象とした58大学100基金（50大学基金、50特定基金）について、基金の専門委員会の設置状況は図4に示すとおりである。専門委員会を基金規程等で規定している基金は58基金（大学基金42基金、特定基金16基金）、42基金（大学基金8基金、特定基金34基金）については基金規程等で専門委員会を規定していない。この傾向は、前回調査から改善されていない。

図4. 専門委員会の設置状況

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

また、内訳から、殆どの大学基金では専門委員会を開設しているが、特定基金では逆に専門委員会を設置せず、他の委員会（例えば国際交流基金の場合、国際交流センター委員会等）で審議と規定されている場合が多いことが判明した。

特定基金からの拠出は特定分野の支援に用途が限定されるとはいえ、それは全学的な必要性の観点から設立されたものである点を鑑み、専門委員会の設立が必要不可欠であるといえる。

(2) 基金専門委員会の構成員属性

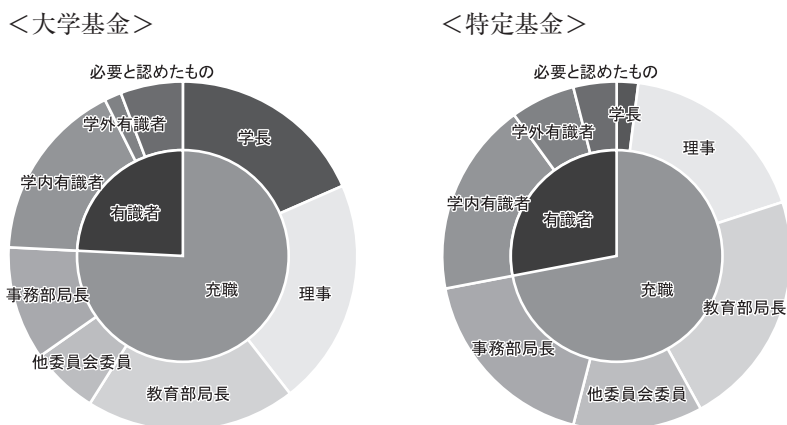
今回調査の結果、基金規程等に記された専門委員会の構成員の属性は、図5に示したとおりである。

williamS.Reed (Reed2001=2003:88-89) は、基金専門委員会に適切な判断を下す能力を持たせるため、理事会は任命上の方策として、洗練された知識をもち、委員会の投資業務に十分な時間を割り向けられる理事を委員に任命することと将来の理事候補者で運用判断の能力にたけた者を委員に任命することが必要であると指摘している。基金専門委員会では、充職で委員を委嘱するだけでなく、現在の能力や将来の人材養成を意図した人選が考慮されるべきである。

前回調査時よりも、微増ではあるが専門的知識を有した者（有識者）の任命される比率が増えている。特に、特定基金における有識者の委員委嘱の増加が顕著である。ただし、規程上で委員会委員の構成を規定している56基金のうち、明らかに学外有識者と分かる記述をする基金は、大学基金11基金、特定基金2基金の13基金のみであることから、学内の有識者を登用する動きはあるが、学外の有識者登用までは進んでいないことが伺われ、基金専門委員

図5. 専門委員会の構成員の属性

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

会の構造的欠陥と閉鎖性については前回調査時から解消されていない。

平成20年の「主務大臣の指定する有価証券」の指定を受け、各大学の運用に関する自由度は飛躍的に増大したにもかかわらず、投資の専門家に委員会委員として意見を求める機会は依然として限定的である。前回調査時も指摘したが、これからの基金運用をより透明性のあるものとするためにも、有識者の登用や外部サポートの定期的な委員会への係わりなど、専門性の高い学外者の登用についても組織として考慮されるべきであろう。

(3) 基金専門委員会の審議事項

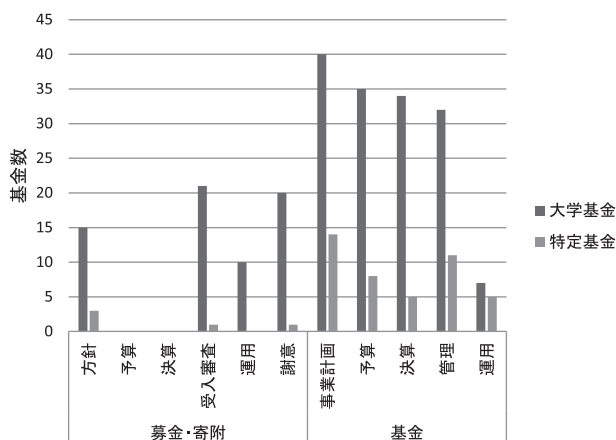
今回調査の結果、基金規程等に記された基金専門委員会の審議事項は図6のとおりである。前回調査と比較すると、募金・寄附の項目では大きな変化は起こっていないものの、基金の項目で「管理」に関する事項の比率が前回調査時よりも増加していることが分かる。これは平成20年の「主務大臣の指定する有価証券」の指定を受け、株式の保有（運用）の弾力化に対する各大学の対応と見ることができる。しかしながら、「運用」の項目については依然として低い比率である。今後は資産運用の対象となる有価証券の範囲拡大への対応も考慮し、基金の「管理」と「運用」を一体で検討する組織へ変貌することが望まれる。

4. 今後の課題

大学基金先進国の米国では大学の理事会は組織のミッションを実現するために安定した収入を確保しさらに安定した収入を増やすことに責任がある (Reed2001=2003:39)。そしてこのような収入を生み出す寄贈基金の成長の度合いは、理事会が受託者責任をどれだけ全うしているかどうかを測る尺度とみなされる場合が多い (Reed2001=2003:88) と指摘されている。

図6. 基金専門委員会の審議事項

(2015年9月1日現在)



出所：基金規程等から著者作成

日本においても近い将来同様の意思が芽生えることを期待し、今回の研究でみえてきた課題として以下の二点挙げることにする。

(1) 情報公開と説明責任

今回調査により、この5年間の間に基金数が飛躍的に増加したこと及び大学公式webサイトを活用した基金規程等の公開が進んでいることが判明した。

しかしながら、公開された規程の詳細な内容を調査した結果、前回調査時から改善している点は、基金専門委員会における外部委員など有識者の委員委嘱規定の拡大や、基金の管理運営を審議する規定が追加されたなど、少数の項目に留まっていることが判明した。

平成20年に通知された「主務大臣の指定する有価証券」の指定により、国立大学の資産運用の自由度は飛躍的に増大されたが、前回調査時も指摘したとおり、大学が基金を運用することに対する国民から十分な理解が得られているとはいえず現状において、最も必要なのは基金に関する透明性や誠実性を高め、情報公開等を積極的に行うなど、大学が自主的に発信する情報の質と量を高めることが必要であろう。

(2) 委員会の内向き体質の改善

「3.4基金専門委員会」の項目で詳細を述べたとおり、規程上、国立大学法人では委員会構成員属性の約4分の3を、学長や学部長などの役職指定で委嘱する（充職）委員が占め、有識者の委員会への関与は前回調査時よりは改善されたものの、現状でも未だ限定的であった。

前回調査時には、こうした状況を踏まえ、委員の研修システムの確立や制度化を早急に実施すべきであると指摘した。今回調査では、各学部の学部長等の教育部局長の参加が多い委

員会增加している点から、基金からの拠出に対し、学内のステークホルダーの理解を得るための事前調整の場として機能させることが委員会の主目的であると考察される。

資産運用の可能性が飛躍的に高まった中で、旧態依然の学内調整に重きを置いた委員会運営では受託者責任の観点から問題があると言わざるを得ないであろう。これらを改善する手立てとして、学内調整をする委員会とは別に、募金・寄附の方策を検討する小委員会や基金の管理運用を検討する小委員会を設けることを提案したい。

国内の先行事例としては、前回調査時にも指摘したが、神戸大学の「神戸大学基金アドバイザー・ボードに関する規程」が挙げられる。同規程は、神戸大学基金の募金活動及びその運用等について助言・提案を行うことを目的に学外の有識者を学長が委員として委嘱し、学長又は神戸大学基金委員会の求めに応じて、助言や提案をする組織を設けている。学内の委員が中心になって審議した事項に対して、学外有識者の視点を入れることを可能にするものであり、各大学にとって見習う点は多いと考えられる。

基金規程等一覧

(2015年9月1日現在)

大学基金

- 国立大学法人帯広畜産大学基金規程
- 国立大学法人東北大学基金管理運営規程
- 山形大学学生支援基金規程
- 国立大学法人筑波大学基金規則
- 国立大学法人筑波技術大学基金規則
- 国立大学法人宇都宮大学基金管理運営規程
- 国立大学法人埼玉大学基金規則
- 国立大学法人千葉大学基金管理規程
- 東京大学基金規則
- 国立大学法人東京外国語大学基金
- 東京学芸大学基金管理運営規程
- 国立大学法人東京農工大学基金規程
- 東京藝術大学基金規則
- 国立大学法人東京工業大学基金規則
- 国立大学法人電気通信大学基金規程
- 新潟大学基金規程
- 国立大学法人上越教育大学基金規則
- 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営規程
- 信州大学知の森基金規程
- 富山大学基金規則
- 静岡大学未来創成基金規則

名古屋大学基金規程
国立大学法人愛知教育大学教育研究基金委員会規程
国立大学法人名古屋工業大学基金規程
国立大学法人豊橋技術科学大学基金規程
国立大学法人滋賀大学教育研究支援基金規程
京都大学基金規程
国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金規程
国立大学法人京都工芸繊維大学基金委員会規程
大阪教育大学基金規程
兵庫教育大学教育研究振興基金規程
神戸大学基金規程
国立大学法人奈良教育大学学生支援基金及び国際・学術交流基金に関する規則
奈良女子大学なでしこ基金規程
国立大学法人和歌山大学基金規程
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基金規程
鳥取大学みらい基金規則
国立大学法人島根大学支援基金規則
岡山大学21夢基金規程
岡山大学学都基金規程
広島大学基金要項
山口大学300年基金規程
国立大学法人香川大学支援基金管理運営規程
九州大学基金規程
国立大学法人福岡教育大学基金管理規程
国立大学法人佐賀大学基金規則
国立大学法人熊本大学基金規則
宮崎大学教育研究支援基金管理委員会規程
国立大学法人鹿児島大学教育研究活動等支援基金規則

特定基金

国立大学法人北海道教育大学教育支援基金要項
室蘭工業大学創立記念学術振興・国際交流基金規則
北見工業大学外国人留学生貸与基金要項
北見工業大学学術振興・国際交流基金規程
北見工業大学学生厚生基金貸付要項
北見工業大学奨学基金要項
岩谷元彰弘前大学育英基金の設立及び運用等に関する規程

弘前大学大学院振興基金に関する規程
山形大学小嶋国際学術交流基金取扱細則
山形大学国際交流事業基金規程
山形大学未来基金規程
福島大学学術振興基金規則
茨城大学学生起業支援基金（村上基金）貸与規程
国立大学法人埼玉大学国際交流基金規則
東京大学 アサツデー・ケイ 中国育英基金規則
東京大学外国人留学生支援基金規則
東京医科歯科大学 玉生みい奨学基金運用規則
国立大学法人東京外国語大学建学150周年基金募金室設置要項
電気通信大学創立80周年記念学術交流基金規程
東京藝術大学藝大ルネッサンス基金に関する要項
東京藝術大学芸術国際交流基金に関する規則
東京藝術大学音楽学部武藤舞基金使用内規
東京藝術大学藝大世界発信プロジェクト基金に関する要項
国立大学法人横浜国立大学国際交流基金管理規則
新潟大学医学部松岡奨学基金規程
新潟大学塚田医学奨学基金規程
国立大学法人富山大学横田基金規則
静岡大学国際交流基金取扱規程
静岡大学高柳記念未来技術創造基金取扱規程
名古屋工業大学基金名古屋工業大学ブラザーグローバル奨学金取扱要領
名古屋工業大学基金名古屋工業大学学生プロジェクト支援取扱要領
名古屋工業大学基金名古屋工業大学学生研究奨励取扱要領
名古屋工業大学基金名古屋工業大学ダブルディグリープログラム支援取扱要領
名古屋工業大学基金名古屋工業大学留学生支援取扱要領
国立大学法人滋賀大学経済学部学術後援基金規程
国立大学法人滋賀大学国際交流事業基金規程
国立大学法人京都工芸繊維大学国際交流奨励基金規則
鳥取大学国際交流基金規則
岡山大学国際交流基金規程
広島大学歯学部創立50周年記念基金要項
広島大学病院ファミリーハウス建設基金要項
鳴門教育大学国際交流基金規程
高知大学国際交流基金規則

高知大学医学部附属病院支援基金規則
佐賀大学医学部学術国際交流基金規程
佐賀大学木下記念和香奨学基金運用規程
鹿児島大学大学院メディポリス教育振興基金に関する要項
鹿児島大学農学部・共同獣医学部武元忠男教育研究助成基金規則
国立大学法人鹿児島大学稲盛賞基金規則
国立大学法人鹿児島大学稲盛アカデミー基金規則

引用（参考）文献

David R Swensen, 2000, PIONEERING PORTFOLIO MANAGEMENT (=2003, 大輪秋彦監訳『勝者のポートフォリオ運用』金融財政事情研究会)
川原淳次, 2004, 『大学経営戦略』東洋経済新報社
小暮克哉, 2009, 『大学における経営戦略—資産運用の観点から—』桜美林大学・大学アドミニストレーション専攻修士論文
小暮克哉, 2011, 『国立大学法人の基金規程に関する考察—情報公開と説明責任の観点から—』大学アドミニストレーション研究 創刊号：53-66
williamS. Reed, 2001, FINANCIAL RESPONSIBILITIES OF GOVERING BOARDS (=2003, 福原賢一訳『財務からみた大学経営入門』東洋経済新報社)
戸村理, 福井文威, 上山隆大, 2015, 『投資活動からみた国立大学法人の経営行動に関する分析 —キャッシュ・フロー計算書とインタビュー調査からの検討—』「日本高等教育学会第18回大会発表要旨集録」: 206-207
国立大学法人等財務管理等に関する協議会, 2008, 『国立大学法人等の資産運用に関する取扱い』平成20年度国立大学法人等財務管理等に関する協議会資料VI-1